

## 令和3年度 第1回 米子市文化財保護審議会 概要

### 議事(1) 会長・副会長の選任について

※会長に神谷委員、副会長に山道委員を選任

### 議事(2) 米子市指定文化財(有形文化財)の新規指定について

#### 「長砂経塚出土品」及び「中山経塚出土品」

事務局：考古資料2件について、同種のものでありますので続けて説明いたします。まずは名称「長砂経塚出土品」、員数、所在地は資料のとおりです。指定理由については、県の基準を援用しております。この後の「中山経塚出土品」もそうですが、釈迦が入滅した後の約二千年後に末法の時代が来るとされていまして、仏教が廃れる時代、日本では西暦1052年に末法に入るといふことで、この頃から経巻を未来に伝えるタイムカプセルのように経塚が普及いたします。この資料はそうした思想の産物ですが、県内では33ヶ所の経塚が知られております。藤原道長の金峯山経塚が有名ですが、県内では中部の湯梨浜町の倭文神社の「伯耆一宮経塚出土品」が国宝に、東部では「新興寺経塚出土品」が県指定となっております。長砂経塚は昭和16年頃に観音寺の裏山で発見されたもので、発見者によると、平石の下に石の部屋があって経筒と外容器があり、その下に鉄刀が刺さっていたということです。発掘調査は実施されておられません。経塚の資料としては紙でできた経巻が残っていることは大変稀ですが、本資料では経巻8巻が現存しています。この中の1巻だけ開いた状態で保存処理をしており、その内容が法華経の第6巻であることが判っています。経筒は铸造でしっかりとした造りとなっております。外容器は須恵質の陶器です。鉄刀はかなりさびていますが現存しております。時代は諸説ございますが、平安時代の末か鎌倉時代の初め頃かと思われますので、経塚としては古いものということになります。外容器の須恵器の年代もそれくらいと考えられます。

次に「中山経塚出土品」です。奥谷の中山古墳(宗像42号墳・消滅)の発掘調査時に発見されたものです。古墳を再利用して経塚をつくってございました。出土品は米子市の所有となっております。指定基準も長砂経塚と同じです。昭和11年に中山古墳が調査された時には見つかっていないようで、昭和30年に再発掘された際に経塚の遺物が発見されたということです。11ページの昭和30年当時の写真のように横たわった状態で出土したということです。通常の経塚の出土状況と異なっているため、一度手が入ってこれはマズイということで、再度埋め戻されたものではないかと想像しております。経巻は残っていませんでしたが、米子市では経塚は2例しかございませんので、貴重なものと考えております。薄い銅版を巻くようにし

て整形し、蓋と底板を付けております。年代は、同時に出土している外容器の常滑系の甕の年代から、長砂経塚よりもやや時代が下がり、鎌倉時代末から室町時代初期頃ではないかと考えております。以上2点についてご審議をお願いいたします。

委員：米子市内に2例あるということですが、中世にはたくさんあるものですか。それとも数の少ないものなのでしょうか。

事務局：末法思想に伴って経巻を地下に埋めて将来に伝えなければならないという思いもあり、それを実行することが「功德」を積むことと考えられていて、当時の有力者が熱心に経巻を経塚に埋納したようです。それでも米子市内で現在確認できているのは2例のみ、鳥取県内でも33例のみということですので、大変貴重なものと考えております。

委員：長砂の第6巻は開くことができますが、他は開くことができないのでしょうか。

事務局：水に浸しながら紙の固まりを解していくことはできますが、現状では難しいと思います。開いた部分に年号などが書かれているかもしれませんが、破損する恐れもあります。

委員：現在開けている経巻は、法華経のどの部分にあたりますか。

事務局：法華経の第6巻ということでした。

会長：ここで議論は尽きたようですので、「長砂経塚出土品」及び「中山経塚出土品」を市有形文化財に指定するよう答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで、議案のとおり答申いたします。

### 「石馬顕彰の石碑」

事務局：有形文化財で、歴史資料としております。名称を「石馬顕彰の石碑」としておりますが、淀江町誌では「石馬由来碑」とか「石馬記念碑」と書かれております。名称も含めてご審議頂ければと思います。員数は1基で台石を含みます。これは柄鏡を差し込むような構造の台石で、同時に制作されたものと思われま。指定理由は、有形文化財の歴史資料の部に該当すると考えております。沿革から説明しますと、明治34年に東京大学の人類学教授でありました坪井正五郎を招聘して講演会を行った時に、現地見学で石馬を見て、学術的に貴重な資料であると指摘されました。これに基づいて、後に重要文化財になるのですが、当時むき出しの状態であったものを保存するために、地元有志で結成された石馬保存会が覆屋を建設したということです。その時に設置されました石碑は直径90cmの円形で、表面に石馬の由来と覆屋建設の経緯について足立正による撰文を刻んでおります。裏面には、坪井正五郎を筆頭に保存会の寄附者48名と金額が書かれております。石材は来待石です。淀江は古代からの遺跡が集中している地域で、米子市と合併して保存活用を進めておりますが、古くから足立正、倉光清六らが活躍していた淀江地域は鳥取県における考古学の先進地域であり、この石碑はその端緒となった石馬発見の顛末と、地

域における文化財保護の取り組みを伝える貴重な歴史資料として審議をお願いするものです。

委員：この石碑を指定するのはとても意義のあることだと思います。ただ、いくつか疑問点があります。名称「石馬顕彰の石碑」については、石を取って「石馬顕彰の碑」で通じるのではないかと思います。それから「由来碑」や「記念碑」よりも、石馬の価値を知らせるためにも「顕彰」という表記が良いと思います。構造・型式・内容についてですが、この中で「淀江足立正」というのは、「足立正」だけでも良いし、当時は養良小学校の校長ですので、その肩書を入れるかどうか。足立正は、境港の人なので淀江は入れないほうが良いかと思えます。坪井初五郎の肩書が東京大学人類学教授となっていますが、当時は東京帝国大学で、現東京大学という書き方をしてもいいと思います。人類学教室教授になると思えます。沿革で西部教育会とあるのは西伯郡教育会で、講演会ではなく講習会でした。講習は9日間あり、最終日には講習の修了書を出しています。以上、気づいた点です。

事務局：名称については、「石馬顕彰の碑」とするのか、「の」も取って「石馬顕彰碑」とするのがいいのか。

委員：米子市では、これまで同様の資料は「〇〇碑」としていますので、「石馬顕彰碑」がいいですね。

会長：それでは、ただ今のご指摘を踏まえて、「石馬顕彰碑」を米子市の有形文化財に指定するよう答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。〔全員挙手〕 それでは答申いたします。

## 報告（１）鳥取県保護文化財の新規指定（市指定有形文化財の指定解除）

## 報告（２）国登録有形文化財の新規登録

事務局：県文化財保護審議会から9月6日に八幡神社所蔵の神像と山陰歴史館所蔵の長田文書を県の保護文化財に指定するよう答申がなされました。神像については、11体と附の3体が指定となります。詳細は資料をご覧ください。伯耆国会見郡において重要な立場にあった八幡神社に伝わる神像群で、一地域の神像群がまとまって伝来しており、美術研究はもちろん、地域の信仰や歴史を考える上で非常に貴重な存在であるという評価がされております。また、神像の中核をなす1～3については非常に古く、希少な例であるということです。このうち7件は米子市指定文化財でしたが、今回県指定になったことで、市の指定は解除となります。

続きまして、山陰歴史館所蔵長田文書は、琴浦町にあります永田家文書が同時に指定になっております。山陰歴史館にあります長田文書2点は、調査によって元々は永田家文書にあったものと判明しております。明治38年に長田熊吉さんから藤本重郎さんへ寄贈されたことから、最終的に山陰歴史館の所蔵になったというこ

とです。文書は、文禄4年と慶長4年の売地券ですが、中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の動向について歴史的価値が高いと評価されたものです。天正年中、文禄年中、慶長年中、元和年中の4通の土地売券を寄贈したという記録があり、今回見つかったものはこのうちの2通ということになります。残り2件も引き続き山陰歴史館で検索をしております。

文化財の指定件数ですが、今回の答申により、米子市内の指定件数は県が2件増えて19件となります。市の指定は1件減り30件となります。

次に、報告(2)です。米子市天神町にあります「判屋船越家住宅」について、7月16日に国の登録有形文化財にするよう答申がなされました。判屋船越家は江戸時代から続く有力な商家で、加茂川の南側に建つ非常に上質な町屋の建物です。明治後期に当時の当主がこれまでの様式を留めながら建て直したもので、江戸時代の雰囲気をよく残した建物です。国で登録の手続きが進められております。

委員：長田文書の説明文は県が作成したものでですか。

事務局：県が作成したものです。間違い箇所があればご指摘下さい。県に伝えておきます。

委員：23ページの山陰歴史館の説明で、「足立正が明治34年に収集考古資料を自宅において陳列公開して」とありますが、これは自宅ではないと思います。

事務局：淀江町誌に自宅を使ってという記述が出ていたと思いますので、それを根拠にしているのではないのでしょうか。これは確認をとります。

委員：ナガタの字が「長田」と「永田」が混在していますが、どのような関係でしょうか。

委員：歴史館に県の先生が見に来られた時に、県立博物館収蔵の永田文書と同じだと思っけれども、歴史館のものは文中に書かれている長田に合わせたということでした。

事務局：現在のお宅は永田家ですが、古文書に出てくるのは長田です。今回指定のものは永田家から離れたものなので、長田文書にしたと聞いております。

委員：苗字の字を変えられたということですね。

### 報告(3) 令和3年度(上半期)文化財保護事業実施状況

### 報告(4) 令和3年度(下半期)文化財保護事業実施計画

事務局：上半期の主要事業について報告します。有形文化財関係では、県保護文化財高田家住宅の母屋と養蚕場の屋根の修理を行っており、今年度に屋根の修理、来年度に壁の漆喰の塗り直しを行い、完了する予定です。無形文化財では、今年度に淀江傘が200周年を迎えるので、展示会などのイベントを企画しております。名勝・天然記念物関係では、オオサンショウウオの保護件数が今年度はすでに13匹となっております。例年では5~6匹でも多いという感じですが、今年度は上半期で大きく超えました。米子城関係では、三の丸の追加指定が3月26日に告示されまして、旧湊山球場の部分も国の史跡となりました。現在では、三の丸の内容確認のための発

掘調査を行っており、これまでに米蔵の建物跡と石敷の水路を確認し、9月12日に現地説明会を開催いたしました。保存活用関係では、法勝寺電車ウォークを行いました。このほかにも様々な活用事業を開催しております。

報告(4)下半期に実施予定の事業の中でも大きなものは、米子城の関係で石垣カルテ作成と旧湊山球場内野スタンド撤去工事を行います。追加指定に関しまして、三の丸部分に民有地が残っておりますが、公有化について所有者の同意を頂きまして、買い取りにむけての話を進めております。

事務局：喜多村委員にもお世話になっております「セントロ・マントロ」の調査を行う予定でしたが、コロナ禍で神事のみ行っているということで、今年度も調査が行えない状況であったことをご報告いたします。

委員：毎年正月に米子城で行われる初日の出イベントは、今年も実施されますか。

事務局：今年もライトアップと合わせて行います。

#### その他

委員：今年度で70歳となり、大学の非常勤を辞めましたのでご報告します。

事務局：次回は、今回見学して頂いた勝田土手と阿陀萱神社の龍の図、湊山公園のD51の3件について諮問したく、よろしく申し上げます。

以 上